

倉吉市保存樹・保存林保全補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規則に基づき、倉吉市保存樹・保存林保全補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則を定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において保存樹等とは、倉吉市の緑を守り育てる条例（昭和60年倉吉市条例第10号。以下「条例」という。）第14条の規定する保存樹等をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、保存樹等を保全するため、必要となる処置を行うことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、市が実施した樹木診断の結果、次に掲げる処置を要する保存樹等について、当該処置を実施する保存樹等の所有者に予算の範囲内で補助金を交付する。

(1)長寿命化のための処置

保存樹等の枯死、枯損、倒木等を防ぐための手術、土壌改良、支柱の設置等の処置

(2)害虫被害に対する処置

ア 害虫の被害拡大防止策として行う枯死した保存樹等の伐採及び駆除の処置

イ 害虫による被害を未然に防ぐために行う薬剤の樹幹注入の処置

(3)その他、保存樹等の保全のために市長が必要と認める処置

2 補助金の額は、前項に規定する処置に要する経費の3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）と50万円のいずれか低い額とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)その他市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うこととする。

2 補助金の交付決定通知は様式3号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、保存樹等の処置が完了したときに、速やかに行わなければならない。

2 申請者は、前項の報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)事業報告書

(2)収支決算書

(3)その他市長が必要と認める書類

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成27年7月1日から施行する。

事業計画書

1. 当該保存樹等の名称及び所在地

保存樹等の名称	
保存樹等の所在地	

2. 必要とされる処置について

別添：診断書の写し及び処置前の状況が分かる写真等

3. 施工期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

4. 施工方法

請負・直営

5. 収支予算書

収入の部		支出の部	
項目	金額（円）	項目	金額（円）
補助金等		工事費	
地元負担金			

別添：見積書の写し

事業報告書

1. 当該保存樹等の名称及び所在地

保存樹等の名称	
保存樹等の所在地	

2. 行った処置について

別添：処置後の状況がわかる写真等

3. 施工期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

4. 施工方法

請負・直営

5. 収支決算書

収入の部		支出の部	
項目	金額（円）	項目	金額（円）
補助金等		工事費	
地元負担金			

別添：領収書等金額が分かるものの写し